

県北広域振興局長告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年4月26日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310700208	元気の泉ヘルパーステーション	久慈市旭町第8地割100番地1	令和4年3月31日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310700208	元気の泉ヘルパーステーション	久慈市旭町第8地割100番地1	令和4年3月31日

3 行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310700208	元気の泉ヘルパーステーション	久慈市旭町第8地割100番地1	令和4年3月31日